

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「本財団」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づく常勤の役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3)常勤役員とは、理事のうち、本財団を勤務場所とする者をいう。
- (4)非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬額の上限及び支給方法は別表のとおりとし、報酬額は理事会の決議により決定する。
- 3 常勤役員の通勤手当以外の手当及び退職手当は支給しない。
- 4 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

### (報酬等の支給)

第4条 報酬等の支給方法は、本財団職員の例による。

### (費用)

第5条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを

請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の例によるものとする。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 常勤役員の報酬額等

役職	報酬額の上限額 (年額)
専務理事	7,000,000 円

※支給方法は、報酬については年額の12分の1の額を毎月支払うものとする。端数があるときは、4月から翌年2月までは切り捨て、3月に報酬額(年額)の残額を支払うものとする。